

平成 23 年度  
第 5 回 西宮市幼児期の教育・保育審議会

( 資料集 : P 1 ~ P 2 8 )

平成 24 年 3 月 22 日 ( 木 ) 10:00 ~ 12:00

市役所 東館 8 階 大ホール

平成 23 年度 第 5 回 西宮市幼児期の教育・保育審議会  
(目次)

1 . 格差是正・こども支援部会の報告について <平成 23 年度の審議経過> (P 1 ~ P 1 5 )

2 . 適正配置部会の報告について <第 6 回作業部会の報告> (P 1 6 ~ P 2 7 )

3 . 平成 24 年度の進め方について (案)(P 2 8 )

---

その他 (別紙)

会議次第

座席表

## 1．格差是正・こども支援部会の報告について&lt;平成23年度の審議経過&gt;

## (1)はじめに

平成23年度の「格差是正・こども支援部会」では、諮問6項目のうち、「1．幼稚園と保育所、公立と私立、家庭や地域における子育ての役割について」「4．保護者負担の格差是正および公費投入のあり方について」「5．特別支援教育・障害児保育のあり方について」「6．行政組織・推進体制の一元化」の4項目について、今年度、計6回の部会を開催するとともに、審議会においても部会での整理を踏まえて議論を行ってきました。

諮問項目1...幼稚園と保育所、公立と私立、家庭や地域における子育ての役割については、“子ども・子育て”環境の中で地域における子育て支援の充実を議論するとともに、幼保小の連携や研修制度のさらなる充実についても検討を行いました。

諮問項目4...保護者負担の格差是正および公費投入のあり方については、認可外保育施設への支援として、待機児童対策としての認証制度以外の支援について、他市の状況や市内認可外保育施設からの要望事項等の調査・集約を行いました。

諮問項目5...特別支援教育・障害児保育のあり方については、特別支援教育ワーキンググループで整理された課題に対して、「インクルージョンの理念に基づく保育システム」の構築をめざして、短期と中・長期、継続に分けて検討を行い、段階的な取り組みの具体案や方向性をまとめました。

諮問項目6...行政組織・推進体制の一元化については、国の子ども・子育て新システムの動向も見極めながら、各施設や保護者等へのアンケート調査における意見や近隣市・中核市の状況調査の結果をふまえ、本市における行政組織や推進体制について審議を行いました。

## (2)地域における子育て支援の充実(子ども・子育て環境)や幼保小の連携、研修制度について

## 地域における子育て支援の充実(子ども・子育て環境)

平成22年度に実施した保護者アンケートの結果や日々目にする現状から、子どもが育つ環境についての検討が必要であるとして、望ましい子ども像と環境整備について検討してきました。

前提として、望むべき教育・保育を、幼稚園教育要領や保育所保育指針に準拠し、本市の特質である豊かな自然環境を遊び場に、生きる力をはぐくむ教育・保育とすることが共通理解されました。

幼稚園・保育所という教育・福祉の機関・施設での実現や、家庭や地域が実際に支援を企画実施するときの指針とすべきと考えます。具体的な内容については、以下のとおりです。

「放課後や休日の遊び場・居場所として、生きる力の育成につながる、子どもをとりまく環境のあり方について検討する」ことを目的として、幼稚園教育要領・保育所保育指針をもとにトピック(右表)を洗い出し、その中から、「豊かな自然環境にふれた遊び」に焦点を当て、検討しました。

領域等	トピック
健康	食生活、生活習慣、運動
人間関係	異年齢の子ども集団、地域の人とのかかわり
環境	豊かな自然環境にふれた遊び
言葉	ふさわしい言葉、文化にふれる
表現	社会性、コミュニケーションの基礎
生命の保持	生活リズム、健康増進
情緒の安定	自発性、探索意欲、自分への自信

これは、諮問項目「幼稚園と保育所、公立と私立、家庭や地域における子育ての役割について」の中で、“地域における子育て支援の充実”を考えていくためのもので、外遊びにおいて自然と触れ

合う遊びとそのための環境の開発・整備を、行政ではないNPO等を中心に進めていく必要があります、その取り組みとして、子どもたちが自然とふれ合いながら遊べる環境、大人が関与しなくても遊べる安全な環境、見守る保護者の意識の啓発等が必要になり、その際には、子ども中心の視点が最大限重視されるべきと考えます。なお、「豊かな自然環境にふれての遊び」について一定の整理ができたことから、次に検討するトピックを設定しています。

「豊かな自然環境にふれての遊び」は「環境」領域に中心をおいた遊びですが、他の領域やトピックとの関連も多くあると考えられることから、関連するトピック項目について吟味してみると(下表) ほぼ全領域にまたがるアプローチであったことが確認できます。

領域等	トピック	領域等	トピック
健康	食生活、生活習慣、運動	生命の保持	生活リズム、健康増進
人間関係	異年齢の子ども集団、地域の人とのかかわり		
環境	豊かな自然環境にふれての遊び	情緒の安定	自発性、探索意欲、自分への自信
言葉	ふさわしい言葉、文化にふれる		
表現	社会性、コミュニケーションの基礎		

そこで、「豊かな自然環境にふれての遊び」との関連では網羅できなかったトピックとして、「健康」：食生活、生活習慣、「言葉」：ふさわしい言葉、文化にふれる、「生命の保持」：生活リズムを挙げ、これを発達項目と養護項目に整理し、トピックとして設定するとともに、以下のように関連する遊びやキーワード、取組例を洗い出し、検討してきました。(次年度に2つのトピックを検討予定)なお、4つのトピックについても、「豊かな自然環境にふれての遊び」と同様、他の領域やトピックと多くの点で関連すると考えられます。

食生活にかかる取り組み(第5回部会)

方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保護者を巻き込んだ啓発活動</li> <li>・体験を通じた食材や食事作りへの関心の喚起</li> <li>・一緒に食べることの楽しさを味わえるイベントや日常的な場の整備</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・外食が多い。ファストフードが増えている。</li> <li>・子どもだけで食べていて、家族と一緒に語らいながら食べる時間が減ってきている。</li> </ul>
キーワード	<p>食材、安全、孤食、お弁当、一緒に、食欲、給食、偏食、おやつ、クッキング、</p>
出された意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校などが中心となって「お弁当の日」を決める。その日は、子どもたちが保護者と一緒にお弁当をつくって持ってきて食べる。幼児も、用意された食事を運んだり、片づけを手伝ったりしたりで参加していく。</li> <li>・象徴的な取り組みで、啓発していく。</li> <li>・在宅の子どもたちの食生活についての実態把握をして、働きかけていく。</li> <li>・在宅の親子と一緒に食事をつくったり食べたりする機会を設ける。</li> <li>・食や食につながる農業などに、保護者とともにかかわれる機会を設ける。</li> <li>・保護者に対する働きかけが大事で、保護者がもっと根本的なところから見直せるような取り組みを地域や行政で行う。短期的に現れる成果ではなく、長期的に次世代を育てていくことに取り組む。</li> <li>・かつての家族が会話したり目を合わせたりしながら、家族の時間を共有して食べているような環境を取り戻す。</li> <li>・一緒に食事をするのが、人の気持ちをほぐすことになる。</li> <li>・障害のある子どもたちの教育・保育からも、食生活を楽しむことは、非常に大事な視点である。</li> <li>・年齢が上がっても崩れないような継続した取り組みが必要。</li> <li>・食材や調理の不安を軽減できる情報提供や啓発活動が必要。</li> <li>・具体的な望む姿や改善すべきところを示していくことが必要。</li> </ul>
あそび	<p>野菜の収穫、花や野菜の水やり、球根・野菜の苗植え、絵本読み、ごっこ遊び、ままごと遊び、春を見つける、花のジュースづくり、色水遊び、染色遊び、造形遊び、粘土遊び、泥団子づくり、砂・土や水の感触遊び</p>

## ふさわしい言葉にかかる取り組み（第6回部会）

方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 絵本やお話の世界が身近にあって、自然と触れられる環境の整備</li> <li>・ 本や言葉を大切にすることを、大人が見本として示していく</li> </ul>
課題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家庭による差や、子ども個人の差が大きい。</li> <li>・ 小学校以降の本離れの要因を探る必要がある。</li> </ul>
キーワード	絵本、図書館、素話、読み聞かせ、うそっこ、自主性、文字、聞く、やさしい、相手、リスト紹介
出された意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ お話のおもしろさを読み取れる子どもに。</li> <li>・ 図書館を幼稚園・保育所・家庭などがもっと活用できるように。</li> <li>・ 虚構の世界、うそっこの世界、ファンタジーの世界に存分にひたれるように。</li> <li>・ 強制ではなく、本やお話が、周りに自然にある環境を整備する。</li> <li>・ 絵本の読み聞かせの充実とともに、素話の聞ける場を整備する。</li> <li>・ 子どもの自主性を尊重する。</li> <li>・ 豊かな日常体験と絵本の世界や言葉の獲得との関連に留意する。</li> </ul>
あそび	絵本読み、カード遊び、正月遊び、小動物、ごっこ遊び、ままごと遊び

< 次回以降検討予定 >

## 文化にふれる取り組み

趣旨	伝統的な文化にふれたり、お話の世界に入り込んだりして子どもの取り巻く世界の拡充
あそび	正月遊び、鬼ごっこ、だるまさんがころんだ、雪遊び、縄遊び、はねつき、折り紙、絵本読み、ごっこ遊び、ままごと遊び、春を見つける、染色遊び、野菜の収穫、造形遊び
キーワード	伝承遊び、童謡、異文化、絵本、行事、季節、言語化、地域、交流、アウトリーチ
取組例	体験を構成できる人材バンクや素材バンクなどの整備、伝統的な文化や異文化に特化した絵本広場や読み聞かせ機会の整備

## 生活習慣・生活リズムにかかる取り組み

趣旨	自分でできることを増やし、集団生活の一員であり主体者である習慣や技能の獲得
あそび	ままごと遊び、体操、小動物、花や野菜の水やり
キーワード	家庭、無理強い、自律、しつけ、聞く、座る、走る、あいさつ、片付け、自己責任、協働、感謝、手洗い、うがい、着替え、食事、排泄、集団生活
取組例	冊子作り、学習会、各機関の一体化や各機関の取り組みの整理、西宮市としての発達段階ごとの生活習慣の指標の作成とアピール

## 幼保小の連携、研修制度

幼保小の連携、研修制度については、本市では子どもの交流、教職員の交流・連絡体制等、先進的な取り組みにより、一定の成果を得るに至っていることから、残された課題は、教育課程編成・指導方法の工夫であり、学びの連続性を保障する一貫性のある保育計画(就学前側)・指導計画(小学校側)の整備に向けての工程作りが必要と考えます。

本市における連携カリキュラムの作成に向けて、1年生にかかわる小学校、就学前にかかわる公立幼稚園、私立幼稚園、公立保育所、民間保育所、児童福祉施設等が、策定・実施・改定の検討において、その構成員となって参加するとともに、カリキュラムに表しきれない部分についても、継続的に職員間の交流を進め、学びの連続性の保障に取り組むことが求められます。

なお、研修を合同で行うことをめざして、各機関が開催企画を立案するときに、自組織以外の参加の可能性について検討すること、また、自組織以外の参加を可とするときは、対象組織に連絡し、案内すること、そして、費用負担や資料代等については適宜協議することなど、研修制度については、子育て総合センターを中心に、参加対象を拡げる努力を続けていくことが必要です。

一方、連携については、幼児期に育てなければいけないことは何かをきちんと捉えたうえで、成長する過程で子どもが必要とされる力を身につけていくようなカリキュラムの作成等、幼保小が互いに努力し合うことが肝要ですが、カリキュラムありきではなく、連携のあり方等も含めて考えていくべきと思われます。



## (3) 認可外保育施設への支援について

平成 23 年 4 月 1 日現在、市内には 58 の認可外保育施設があり、1,028 名の就学前児童が利用しています。市内の認可外保育施設は、大きく分けて、主に従業員のための「事業所内保育施設」、幼児教育を主体とする「プリスクール等」、それ以外の「その他認可外保育施設」に便宜上分類することができ、施設分類ごとの利用者数等については、下表のとおりとなっています。

西宮市内の認可外保育施設の状況（単位：箇所、人）

施設区分	施設数	利用者数			(参考)待機児童数
		0～2歳児	3～5歳児	合計	
事業所内保育施設	16	123	119	242	12
プリスクール等	6	122	226	348	1
その他認可外保育施設	36	277	161	438	107
合計	58	522	506	1,028	120

注)平成 23 年 4 月 1 日現在。(参考)待機児童数は、平成 22 年度中に施設を利用した待機児童の延人数。

また、一例として、阪急夙川駅周辺を中心にこれらの認可外保育施設が集中している地域について、利用者数や保育内容等についてまとめると、下表のとおりとなります。

認可外保育施設の集積地区における状況

項目	状況
属するブロック	大社1ブロック(H23.4.1 待機児童数 37 名、H33 推計待機児童数 345 名)
施設数	9 箇所 (H23.4.1 現在)、プリスクール等 4 箇所、その他認可外保育施設 5 箇所
利用児童数	246 名(同上) * 平成 22 年度中に施設を利用した待機児童数(延人数): 14 名
保育時間	各園とも 8:00～18:00 の間は実施。その他園によって早朝、夜間等あり。
保育内容・サービス内容	受験対策 2 箇所、英語学習 6 箇所 早朝(~7:30)保育 2 箇所、夜間(19:00~)保育: 4 箇所、休日保育 2 箇所

いずれの施設も早朝の時間帯を除き、認可保育所に近い時間帯で利用することができる一方で、施設によっては早朝・夜間、休日の保育を実施したり、英語学習や受験対策が受講できるといった、独自の保育・サービスを提供しているという特徴があります。また、平成 22 年度の認可保育所の待機児童による、これら施設の利用状況は、ほぼ「その他認可外保育施設」に集中しています。

上記のとおり、本市における認可外保育施設の運営形態や保育内容は様々であり、利用者の利用目的もまた様々と考えられます。

当部会及び審議会において、西宮の子どもに対して必要な支援を検討するという観点から、他市における認可外保育施設に対する助成の状況や市内認可外保育施設からの要望事項等の調査・集約を行いました。

認可外保育施設をとりまく検討課題については、待機児童対策などを含む認可外保育施設の活用といった適正配置部会にまたがるものが存在します。

それらについて検討を行った結果、保育の質の向上や施設の基準に関する項目は、当部会において検討を行っていくこととなりました。

今後、支援のあり方について検討を行うにあたっては、保育の質の向上を担保するために必要な保育環境の基準はどのようなものか、施設が必要としている支援のうち、保育の質の向上につながるものは何か、という 2 つの視点に立って進めていくことが重要であると考えます。



(参考：認可外保育施設に対するアンケート調査結果より抜粋)

## 詳細分析 1 (施設定員の充足率別)

回答項目・施設定員の充足率	50%未満 (20施設)	50%～75% (12施設)	75%以上 (9施設)
施設の運営に関すること	95.0%	66.7%	66.7%
施設の充実に関すること	70.0%	50.0%	77.8%
児童の処遇に関すること	60.0%	25.0%	33.3%
職員の育成に関すること	10.0%	33.3%	33.3%
保育や児童についての各種相談に関すること	15.0%	8.3%	33.3%
多様なニーズに応じた保育の実施に関すること	15.0%	33.3%	44.4%
その他	5.0%		11.1%

詳細分析 2 (「仮に市が人員配置や施設の基準を満たすことを前提とした、待機児童の受け入れに対する助成をする場合、貴施設のお考えをお聞かせください」の問いに対して「実施する」「基準や助成内容によって実施を検討する」と答えた施設)

回答項目・施設定員の充足率	50%未満 (16施設)	50%～75% (6施設)	75%以上 (6施設)
施設の運営に関すること	93.8%	50.0%	66.7%
施設の充実に関すること	68.8%	66.7%	83.3%
児童の処遇に関すること	56.3%	50.0%	33.3%
職員の育成に関すること	12.5%	50.0%	33.3%
保育や児童についての各種相談に関すること	18.9%	16.7%	33.3%
多様なニーズに応じた保育の実施に関すること	18.9%	50.0%	33.3%
その他	12.5%		16.7%

施設が課題としている事項は、待機児童対策に対する意向の有無に関わらず、施設定員に対する充足率により、およそ一定の傾向が表れている。

- ・「施設の運営に関すること」「児童の処遇に関すること」については、充足率が50%未満の施設において最も高い。
- ・充足率が75%以上の施設においては、「施設の充実に関すること」の回答率が最も高く、充足率が75%未満の施設と比較しても高い。



## (4) 特別な支援を必要とする子どもの教育・保育について

～「インクルージョンの理念に基づく保育システム」の構築をめざして～

## 1. 課題の整理

特別支援教育ワーキンググループで整理した下記の課題について、「短期」「中・長期」「継続」に分けて検討を行いました。

相談体制・施設の利用について

入園・入所決定などの体制について

職員体制や加配職員の配置、専門職等について

）加配職員の配置や職員体制について

）専門職等の指導・助言について

）人材育成や研修について

保育内容について

その他：発達障害やその傾向がある子どもへの対応

## 2. 基本的な考え方と審議の方向性

インクルージョンの理念に基づく教育・保育のあり方について、学校園においては、中央教育審議会で論点整理がなされ、インクルーシブ教育システム（包容する教育制度）の理念とそれに向かっている方向性が示されており、その中では「特別支援教育を推進していくことは、子ども一人一人の教育的ニーズを把握し、適切な指導及び必要な支援を行うものであり、この観点から教育を進めていくことで特別な支援を必要とする子どもにも、また支援の必要性を周囲から認識されていないものの学習面又は行動面での困難を抱えている子どもにも、更には全ての子どもにとっても良い効果をあたえることができるものと考えられる」とされています。

幼稚園教育要領では「障害のある幼児の指導に当たっては、家庭及び専門機関との連携を図りながら、集団の中で生活することを通して全体的な発達を促すとともに、障害の種類、程度に応じて適切に配慮すること」、特別支援学校幼稚部教育要領では「幼稚部では、家庭と連携を図りながら、幼児の障害の状態や発達の程度を考慮し…（略）…生きる力の基礎を育成するよう次の目標の達成に努めなければならない」とあります。

また、保育所では、児童福祉法第1条に述べられた「全ての児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない」という基本的な考え方に基づき、心身に障害のある児童に関して、教育と福祉の立場からさまざまな配慮がなされてきました。

保育所保育指針では「障害のある子どもの保育については、一人一人の子どもの発達過程や障害の状態を把握し、適切な環境の下で、障害のある子どもが他の子どもとの生活を通して共に成長できるよう、指導計画の中に位置づけること」とあります。

これらのことを踏まえ、すべての子どもの幸せを願う視点に立って、本市の特別な支援を必要とする子どもの教育・保育の方向性と具体的な取り組みについて審議を行いました。

## これまでの取り組みについて

### (特別支援教育)

#### 理念の理解と意識改革

【成果】特殊教育(障害児教育)から特別支援教育に転換する過程で、教員への研修を実施し、特別支援教育の理念の理解が深まるとともに、教員の意識改革が進展しています。

【課題】発達障害に関する更なる理解と実践が必要であり、すべての教員で高めていくことが求められます。

#### 実践の普及

【成果】発達障害の子ども達への対応を進めてきた過程で、子どもの実態を把握し、具体的な指導法までの理解が浸透するなど、小学校を中心とした実践が幼稚園(公立)にも普及しています。

【課題】指導内容の説明を教員や学校が明確な根拠を持ってできるよう「個別の指導計画」の作成と教員相互の共有が必要です。また、施設間・教員間の格差を是正するためには、現状を見つめ、望ましい支援のあり方や専門家の派遣、研修の実施等について検討する必要があります。

#### 支援システムの構築

【成果】一人一人の教員の理解が進んでも、それを支えるシステムがなければ着実な実践は困難であることから、本市では、特別支援教育支援員や保育補助員制度、西宮専門家チームの派遣等の支援システムが構築されています。

【課題】教育、福祉、医療、保健等の関係機関が一体となった連携組織を構築し、ライフステージに応じた一貫した相談体制の整備及び支援体制の構築が求められます。

### (統合保育)

#### 実践

【成果】1972年に厚生省(現・厚生労働省)通知として「心身障害児通園事業実施要綱」が出され、翌年、障害児保育が制度化への歩を開始することになりました。本市でも、1973年より心身に障害のある児童と障害のない児童を同じ場所で一緒に保育する統合保育をスタートさせ、現在に至っています。

【課題】様々な子どもの入所があり、個別の状況に応じた専門家の指導援助が必要です。低年齢化の一方で、0, 1, 2歳児クラスでの保育実践内容の共有が求められています。また、よりよい統合保育を実施するためのクラスの人数について研究が必要です。

#### 支援体制

【成果】ケース研究会や実践研究会、自主ケース研究会、新任保育士への障害児保育体験研修などの研修会を実施しています。また、保育ルーム、家庭保育所で障害児保育研修会を実施。全ての認可保育所に保健師が巡回を行い状況の把握を行っています。

【課題】支援が必要な保育所へ専門家が定期的に巡回指導する体制作りが、喫緊の課題となっています。

### 3．段階的な取り組みへの基本姿勢

幼稚園、保育所、就学前の福祉施設、行政等が相互連携し、短期的な課題に対しては、迅速に取り組めるよう共通理解を図っていく基本姿勢を持ち、課題解決に向けての検討や段階的な取り組みをめざすべきと考えます。

「短期」…次年度からでも実施可能であると考えられる取り組み

「中・長期」…課題解決に向けての検討が3年程度かかり、漸次実施していく必要があると考えられる取り組みのほか、国の動向を見据えながら、幼児期におけるインクルーシブ教育システム構築に向けての今後の進め方を長期的に検討し、段階的に実施していくことが望ましいと考えられる取り組み

「継続」…今まで取り組んできたことを引き続き充実させる取り組み

ユニバーサル社会づくりで重要なことは、組織を超えて横につながり、生活者の視点から事業者や行政機関は縦割り意識を取り去って課題を受け止め、横断的に迅速に対処する仕組みづくりが求められています。また、「支え合いながら共に生きる」という精神を共有し、主体的に、できることから一つひとつ取組を積み重ねていくという意識が重要です。(兵庫県ユニバーサル社会づくりを進めるにあたっての基本視点より)

### 4．段階的な取り組みの具体案・方向性

「短期」の取り組み

専門職等の指導・助言について

【課題】 現在は、各施設や機関がそれぞれで指導・助言体制を築いているため、体制の再構築が課題です。また、公立・私立、幼稚園・保育所に関係なく、幅広い専門家等による巡回指導や指導・助言を受ける機会の充実が求められています。

【具体案】 特別支援学校におけるセンター的機能を公立の学校園にとどまらず、地域支援として相談支援対象を私立の学校園や保育所、在家庭等にも広げ、県立の特別支援学校についても同様に要望していく必要があります。また、幅広い専門家等による指導・助言を受ける機会の充実について、巡回指導体制を整えていくことを目指すとともに、大学が多い本市の特性から、大学が持つ専門性や研究機能を活用し、大学教員の派遣等、相互連携するシステムの構築も検討していくべきと考えます。

\* 中・長期的には、発達支援の中核施設である児童発達支援センターとして再整備される西宮市立わかば園において、各種専門職が地域の幼稚園や保育所等に出向く巡回・訪問型の相談支援（アウトリーチ）による相談・支援・指導などが必要と考えます。

特別支援学校におけるセンター的機能（地域支援）について

市立西宮養護学校

発達に課題のある幼児児童生徒が在籍する学校園等の要請に基づき教育相談を行ったり、特別支援教育に係る研修会等を企画実施したり、本市における特別支援教育の充実を図っています。

【支援内容】 来校式教育相談（日常生活や学校生活、発達、教材教具などに関すること）

【対応組織】 支援部...専任コーディネーター、自立活動担当者、臨床心理士、作業療法士等

第2コーディネーター...支援部を除く教職員すべて

県立芦屋特別支援学校...発達等で気になる幼児児童生徒の保護者を始めとした地域住民、教職員を対象に、保育や教育に関する全般的な教育相談を実施。

県立阪神特別支援学校...発達等で気になることがある幼児児童生徒の保護者を始めとした地域住民や地域の保育所・幼稚園・学校・福祉団体等の教職員を対象に、保育・教育・進路に関する全般的な相談を実施。

県立こばと聴覚特別支援学校...専任の教員がきこえと言葉に関する相談に個別に対応。

大学との連携について

市内10大学との地域連携・社会連携という観点から、大学交流センターを通じて、大学交流協議会とも講師・アドバイザー等の派遣や人材に関するリストの作成などについて、協議・調整していく必要があります。

人材育成や研修について

【課題】 引き続き、支援を必要とする子どもの保育に関する理念の周知、保育内容の充実に向けた研修を実施し、さらに、公立・私立、幼稚園・保育所が共通の理解や認識を深めていく必要があります。また、実践による保育方法とともに、言語化による保育の継承や専門家等による定期的な保育内容の評価・検証が求められています。

【具体案】 市教育委員会が主催する「特別支援教育コーディネーター研修（特別支援教育ネットワーク会議）」を必要に応じて私立幼稚園に案内したり、障害児保育担当の保育士にも参加を呼びかけるなど、連携した研修システムの検討が必要です。

また、建学の精神で培われた私立学校園の特別支援教育の実践や福祉で育まれた支援計画の作成等、ノウハウの相互交流も検討すべきと考えます。

なお、これからの教育・保育を担う若い世代の教員や保育士に、保育実践や保育内容を継承するため、実践記録の作成や研修の一層の充実を図ることが重要です。

\* 中・長期的には、子育て総合センターが、児童発達支援センターと連携し、幼稚園・保育所での取り組みや実践の効果などの情報共有を行うとともに、研究・研修を通じ、幼稚園・保育所等への支援を行うことが必要と考えます。

特別支援教育コーディネーター研修 特別支援教育ネットワーク会議 について（案）

（趣旨）特別支援教育体制の構築にあたり、学校園内及び関係機関等との連絡調整や相談窓口、適切な支援等の中心的役割を担う特別支援教育コーディネーターの養成を図る必要があります。

（対象）市立学校園及び希望する私立幼稚園の特別支援教育コーディネーター、希望する保育所の障害児担当保育士等

（内容例）「特別支援教育・校園内体制」「保護者に寄り添う支援とは」「就学前と義務教育との円滑な連携～みやっこファイルを活用して～」 「就学前機関及び小学校による実践発表及び交流」

（西宮市地域自立支援協議会こども部会との連携）

教育・福祉・医療・子育て等諸機関がネットワークの構築を図るため、本研修について案内するとともに、「みやっこファイルの効果的な活用」「教育と福祉」に関する内容の研修も必要です。

西宮市地域自立支援協議会とは、障害のある人が地域で生活していく上で関係する様々な関係者（保護者や相談支援事業者、行政など）でメンバーを構成し、障害福祉施策について幅広く意見交換を行い、障害のある人のニーズを中心とした地域における諸課題について、その解決に向けた方策の検討を行っていくことで、「障害のある人も地域で安心して暮らせるまちづくり」を目指す組織。

「中・長期」の取り組み

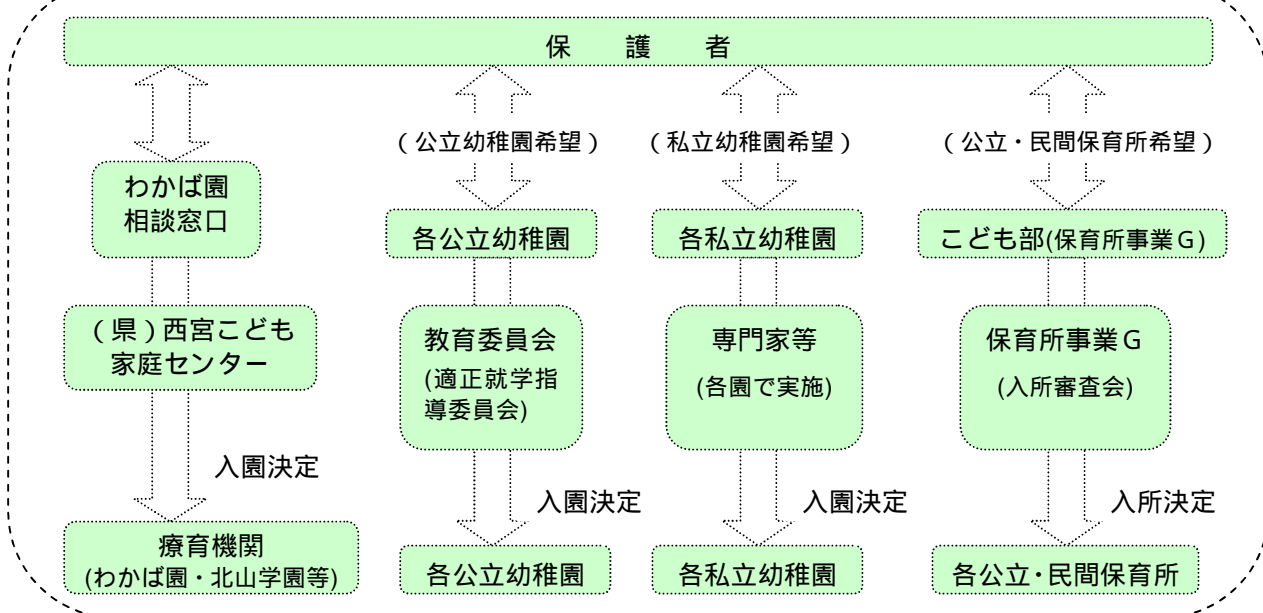
相談体制・施設の選択について

【課題】 相談窓口の明確化、情報の共有や専門機関へのつなぎなど、関係機関の相互連携の強化が課題です。子どもや保護者が適切な支援を受けられるようなコーディネート機能など、乳幼児期からの総合的な相談・支援体制の確立のため、中核的な役割を果たす、例えば、発達支援センターといった機関が必要と思われます。

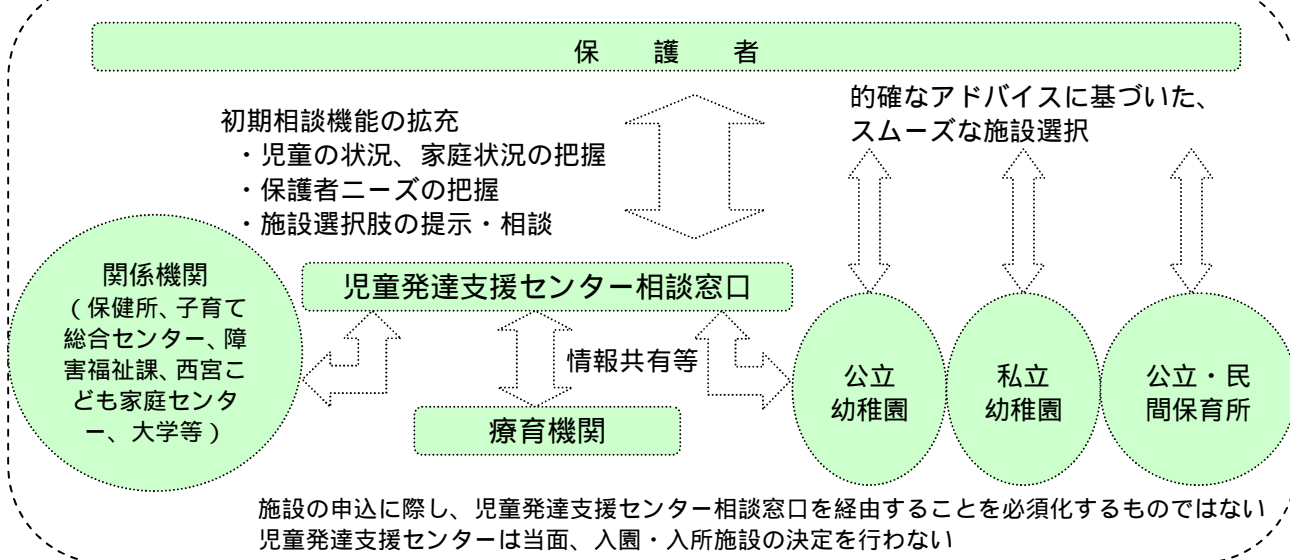
【方向性】 市内には県・市の相談窓口や病院、特別支援学校等の多くの相談機関が存在していることを踏まえ、児童発達支援センターとして再整備される西宮市立わかば園が中核的な機能を担う必要があります。

方向性としては、療育の内容や施設の選択につながるコーディネート機能を有する“特別な支援を必要とする子どもの乳幼児期からの総合的な相談窓口”として、他機関とのネットワークを構築する中で、初期相談を含めた施設選択の相談・支援体制を強化していくことが必要です。

【現状】 特別な支援を必要とする子どもの入園・入所に関する相談の流れ



【将来像】 相談窓口の構築イメージ



入園・入所決定などの体制について

【課題】 市全体で幼稚園や保育所の入園・入所を保障するために、加配職員の配置等の仕組みや基準の整理を行う必要があります。また、入園・入所後の望ましい支援の在り方について、各関係機関による、より一層の連携が必要です。

なお、医療的ケアの必要な子どもの入園・入所やその対応については、現在は、医師法上等からも教員や保育士が医療行為を行うことは原則禁じられているため、医療関係者の配置など、体制の整備に課題があります。

【方向性】 「加配職員の配置や職員体制について」の方向性も合わせて記載

市全体で就学前の子どもの入園・入所を保障していくための枠組みづくりについて、検討していく必要があります。

幼稚園における入園基準のあり方について意見交換を行うとともに、児童発達支援センター等と連携し、幼稚園・保育所の入園・入所判断のための共通尺度の作成についての検討が必要です。

入園・入所の希望に対して、例えば「専門機関相当」なのか、「支援(加配)相当」なのか、また、その子どもはどのような支援で集団における保育が可能となるのかなどの判断が求められますが、その際、統一した尺度のもとに、それぞれの立場に基づいた判断が行われるようにしていくことが必要です。

また、特に重度な障害のある子どもに対して、必要に応じて場を別にした保育を実施するのか、保育の場を統合して加配職員を配置したインクルージョンの保育を展開するのか、国の動向も踏まえた議論が求められています。

入園・入所後の支援体制として、加配職員の配置基準や資格基準の設定に向けて整理を行い、年度途中の入園・入所システムや医療的ケアの必要な子どもへの対応についても、医療職の配置などを含めて検討を行うべきと考えます。現在公立幼稚園で行われている特別支援学校による巡回相談や西宮専門家チームの派遣に加え、児童発達支援センターによる巡回・訪問型の相談支援（アウトリーチ）の活用もあわせて検討していく必要があります。

「継続」の取り組み

発達障害やその傾向がある子どもへの対応について

【課題】 保育現場における実態把握や保育指導、専門機関との連携が重要であり、保育者が子どもの発達課題を的確に理解し、適切な保育を行えるよう、人員体制の充実とともに、専門家などによる指導や支援、保育現場における研修等の充実が求められます。

また、保護者が氾濫する情報に惑わされることのないよう、適切な情報提供など、不安や負担を軽減するような支援が必要であり、乳幼児期からの総合的な相談・支援体制の確立など、その中核的役割を果たす機関が求められます。

【方向性】 早期対応が大切である発達障害についても、医学等の進歩により早期発見が可能となってきていることから、今後においては保護者との連携が大変重要です。

保護者の中には、幼稚園や保育所に入園・入所してはじめて気付いたり、気付い



ていてもなかなかそれを受入れることができない場合もあるので、相談・診断・療育等の関係機関の支援のもと、保護者の不安や疑問に丁寧に寄り添い、早期の気付きを促し、支援していく体制を整備する必要があります。

人員体制の充実については、文部科学省より特別支援教育支援員の配置・拡充の依頼がなされていることを踏まえ、今後、全公立幼稚園において、保育補助員制度をより発展させた形で特別支援教育支援員を配置するとともに、私立幼稚園への支援について、どのような助成が望ましいのか私立幼稚園を交えて検討し、一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な支援の充実と、特別な支援を必要とする幼児の安定した入園・入所体制を整備すべきと考えます。

また、保育所では、民間・公立共に、長時間にわたる保育の中で、子どもの状況に応じたきめ細やかな支援を実施するため、加配人員の配置（現行では保育士1人に対し子ども1～5人）のあり方を研究し、配置する必要があります。

なお、認可外保育所に入所する特別な支援を必要とする子どもと認可外保育所への支援のあり方についても、検討が必要です。

#### 保育内容について

**【課題】** 支援を必要とする子どもが、集団の中で生活するという経験を得ることで、社会性や豊かな人間性が培われる一方、自立のための基盤を培う個別の保育の必要もあります。子ども一人ひとりが、よりよく生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うための保育内容や保育方法を検討していくことが必要です。

**【方向性】** 特別支援教育・保育の理念に基づき、特別な支援を必要とする子どもに対しても、一人ひとりのニーズに応じた適切な指導と支援を行う必要があります。障害の種類や程度に応じて、従来の特別支援教育・保育で培ってきた幼児期に行う共に生きる力の基礎を育成する保育の内容や方法について、維持・継承・発展させていくべきと考えます。

例えば、個別の「(教育)支援計画」「指導計画」を作成するなど、子どもの的確な実態把握と課題の明確化を図り、保育場面や日常の行動場面で、計画的・系統的な保育を展開できるよう、保護者や関係機関と連携していくことが重要です。

さらに、ライフステージを見通した適切な指導・支援をするためのツールとして「みやっこファイル」の活用を促進し、幼児の特性を科学的に共通理解して、幼稚園や保育所、関係機関での一貫性のある教育・保育をめざす必要があります。

「みやっこファイル」とは、保護者や支援者が子どもの成長段階の記録を綴り、情報を蓄積、共有化していくファイル。発達障害をはじめ支援の必要な子どもの情報を共有して把握することにより、子どもの成長過程に応じ、途切れることなく適切な支援ができるようにサポートファイルとして活用しています。

(5) 行政組織・推進体制の一元化について

幼児期の教育・保育に関しては、国・自治体とも幼稚園と保育所に代表されるように所管が違い、一体的な運用や施策展開が行えないという弊害は以前から指摘されてきました。

本市でも、幼稚園は教育委員会、保育所は健康福祉局というように所管の違い、いわゆる縦割りが存在します。今後、本市の子育て支援策を全市的な視点からトータルで進めていくためには、行政組織の形態にとらわれず事業を展開していく必要があります。

そうした中、本市では、平成19年度に健康福祉局内に「こども部」を新設するとともに、教育委員会が所管していた「子育て総合センター」を移管するなど、子育て支援に関する組織を一部統合しました。しかし、幼稚園部門は教育委員会に残り、幼稚園と保育所という大きな課題は残されたままとなっています。

一方、国では現在、「幼保一体化」の議論が進められており、「子ども・子育て新システム検討会議」において、「幼保一体化(こども園の創設)」「幼稚園教諭と保育士資格の統合」「幼稚園教育要領と保育所保育指針の一元化」「財源の一本化」「国の政策立案や執行組織の一元化」などの案が示されたところであり、こうした国の動向も見極めながら、本市の行政組織や推進体制について検討していく必要があります。

(参考：それぞれの組織における所管一覧)

健康福祉局(こども部、福祉事務所、保健所) ＜児童福祉・母子保健・障害福祉＞	教育委員会(学校教育部、社会教育部) ＜学校教育・家庭教育・社会教育＞
保育所全般(設置・運営・許認可)	幼稚園教育全般(私立幼稚園)
留守家庭児童育成センター(学童保育)	小学校・中学校(義務教育全般)
子育て総合センター、児童館・児童センター	公民館・図書館(社会教育)、青少年育成施策
家庭児童相談(児童虐待関連)、母子家庭・DV相談	教育相談、適応指導
わかば園等(肢体不自由児施設・療育)障害福祉	特別支援教育
子ども手当	スポーツ振興
母子保健・地域保健【保健所】	

私立幼稚園についての許認可・指導監査等は県の所管

(参考：各施設や保護者等へのアンケート調査における主な意見)

組織の統一について

利用する保護者からすれば、組織が分かれているのは、ややこしい。西宮の子どもをどのように幸せにしていくかを考えたときには、教育委員会と福祉部局が一緒になって考えていくのがよい。

子どもたちのことを第一に考え、隔たりなく総合的に子どもの事を考えていく、柔軟な別組織があってもよいのではないか。

組織はそのままよい。子どもの育つ環境が異なるので、それぞれにふさわしい保育がなされることが大切。

関連機関が情報を共有し、調整を図りながら、総合判断していくことは必要。子どもを預かる同じ現場として、しっかりと子どもの将来を見据えた方向性をきっちりと打ち出してもらうべきである。

本市における推進体制の一元化に関する基本的な考え方としては、「子ども・子育て新システム検討会議」で示された国における所管の在り方に関する考え方に留意しつつ、市の独自性も打ち出せる方向で、新システムを一元的に推進する組織体制の整備に向けて検討していくべきと考えます。

## (6) 次年度に向けて

次年度はまず、認可外保育施設への支援について、助成や保育の質の向上のための考え方・基準の検討を当部会で行い、それを受けて適正配置の観点からの制度の検討を適正配置部会で行っていく必要があります。

また、保育所の保育士配置基準や公立幼稚園の新たな体制作りなどの公費投入のあり方や地域における子育て支援の充実（子ども・子育て環境）についても引き続き検討していく必要があり、国の「子ども・子育て新システム」の動向を踏まえた幼保一体化の進め方の検討と合わせて、さらに議論を進めていく必要があると考えます。

## 平成 24 年度格差是正・こども支援部会の審議テーマ（案）

- 1．幼稚園と保育所、公立と私立、家庭や地域における子育ての役割について【諮問 1】
  - ・子ども・子育て環境について
- 2．保護者負担の格差是正及び公費投入のあり方について【諮問 4】
  - ・認可外保育施設等への支援について
  - ・公費投入のあり方について（保育士配置基準、公立幼稚園の新たな体制作り等）
- 3．行政組織・推進体制の一元化について【諮問 6】
  - ・幼保一体化の進め方について

2．適正配置部会の報告について＜第6回作業部会の報告＞

第6回適正配置部会では、今後審議を進めていくにあたり、その前提となる幼児期の教育・保育に関する理念や将来像について、これまでの作業部会や審議会で議論されてきたことなどをもとに再確認を行いました。

また、西宮市における幼稚園・保育所の私立・公立をあわせた取り組みの経緯と現状を踏まえ、今後、私立と公立との協働した取り組みについて、その方向性を尊重して進めていくといったことについて確認しました。

そして、将来像や理念、これまでの経緯と現状について確認した上で、改めて、地域ブロックにおける機能の現状と課題について整理を行い、次年度において検討を進める上での課題について意見交換しました。

【作業部会で出た意見等】

適正配置の考え方について（P20～）

- ・「公的機能」や「研修・研究機能」について、内容を具体化する必要がある。
- ・「公的機能」については、「公立施設」の機能と混同されてしまう。私立と公立との協働を踏まえた「公的」な機能も含め、検討する必要がある。
- ・児童数や保育需要等の予測について、現状を踏まえてアップデートしていく必要がある。
- ・人口の分布図のようなものも、あるとよい。
- ・認定こども園や総合こども園、認可外保育施設についても、適正配置の中で検討していく必要がある。
- ・家庭保育所・保育ルームについても、取り組みの状況を含め情報共有していきたい。

次年度に向けて（P27）

- ・個々のブロックについて施設の数等を検討するのではなく、基本的な方針について議論していくべきである。

## (1) 西宮市における「幼児期の教育・保育のあり方」について

これまで審議を行ってきた、公立幼稚園・保育所をはじめとする施設の適正配置や、待機児童対策についての議論は、当作業部会における主要な審議項目となっています。

- 該当する  
諮問項目
- 2. 地域における保育サービスの提供について（地域バランス・適正配置）
  - 3. 保育所の待機児童解消に向けた方策について

また同時に、これらを含む当作業部会における審議事項の検討にあたっては、西宮市における幼児期の教育・保育の理念について、共通理解をもって進めていく必要があります。

ここで、今後適正配置の検討を進めて行く際に必要となる、西宮市における幼児期の教育・保育の理念について、これまで審議会や格差是正部会で議論してきた内容、および市の関係施策等を再確認します。

## 格差是正・こども支援部会（H23.6.17）での意見より抜粋

幼稚園教育要領・保育所保育指針を念頭に、子ども・子育て環境（めざす子ども像・保育のあり方）について議論

- ・子どもが愛されているという気持ちを家庭や地域で感じる、自己肯定感をもてる教育・保育：人にしっかりと受け入れられることで、人を受け入れられる子どもになる。
- ・一人一人を大切に保育
- ・子どもとゆとりを持った生活ができる家族像（社会的な不安感の軽減、人とのつながりの中で育む豊かな人間関係、子どもがほっとできる余白の時間）
- ・身近にある山・海・川など自然のもつ教育力の活用、地域において異年齢の子どもたちで作られる社会の再形成：生きる力の源泉が育まれる要素
- ・様々な体験から学びの機会を得た子どもたちが、それらをもとに総合的に思考する力、自分を表現する力、表現することで相手とつながる力、自分で選択していく力を育てていく（選択する責任も含めて）ことが大事。

## 西宮市次世代育成支援行動計画（H22.3 策定）

## &lt; 基本的な視点 &gt;

## [1] 子どもの幸せを第一に考えます

次代を担うべき子どもが自身の幸せを実感できるよう、子どもの幸せを第一に考えたまちづくりを進めます。また、子どもが健やかに成長できるよう、子どもの権利や利益を尊重し、子どもの視点に立った取り組みを進めていきます。

## [2] 子育てが楽しく思えるまちをめざします

子育て世代が感じる精神的な不安、肉体的・経済的な負担、子育てと仕事の両立の大変さなど、結婚や子育てを取り巻く不安や負担を理解した上で、それらの要因を取り除き、家庭を持つこと、子育てをすることが楽しく思えるまちをめざします。

また、子どもの成長にふれる喜びを伝え、子育ての楽しさを実感できるまちづくりを福祉、教育、保健、医療など幅広い分野で進めていきます。





## 西宮市における幼稚園・保育所の取り組みについて

西宮市は、豊かな自然と地理的条件に恵まれた文教住宅都市として発展してきましたが、このような都市環境のなかで、多くの幼稚園・保育所が、子どもの教育・保育に携わってきた歴史があります。

戦後、特にベビーブームなどの時期には、幼稚園の教育に対するニーズが急増しましたが、私立幼稚園が先導する形で教育の充実と機会の拡大が行われてきました。現在もさまざまな取り組みが積極的に行われています。

また保育所については、近年、保育需要は量的な面での増加だけでなく、内容的にも多様化してきていますが、延長保育や一時保育、病児保育といった多様なニーズに対応した保育については、民間保育所が率先する形で取り組みがされてきました。

幼稚園・保育所の現状等について概略をまとめると以下の表のようになります。

	私立幼稚園	公立幼稚園	民間保育所	公立保育所
利用児童数 (H23年度当初)	7,858人	1,485人	2,759人	2,529人
保育所機能(0～5歳児の長時間保育機能：8時間原則)	預かり保育 通常保育終了後、および長期休暇時等。在園児(3歳児～)対象で実施。	-	通常保育 延長保育 (最長～20時) 産休あけ保育 給食	通常保育 延長保育 (最長～19時) 産休あけ保育 給食
幼稚園機能(3～5歳児の短時間保育機能：4時間原則)	3年保育 満3歳児保育実施園もある。 給食 バス送迎	2年保育 4歳児は1園につき1学級。	-	-
地域の子育て支援機能	一時預かり(保育) 園庭開放 子育て相談 体験保育 小学生の居場所など	園庭開放 子育て相談 体験保育など	一時預かり(保育) 病児保育事業 子育てサークル支援 園庭開放 子育て相談 体験保育など	園庭開放 子育て相談 体験保育など

西宮市では、これまでに幼稚園・保育所において数多くの取り組みが行われてきました。

これまでに蓄積してきた知見、環境などを生かしつつ、将来に向けて公と私、幼稚園と保育所がともに協働しながら、西宮市の幼児期における教育・保育の向上のために総合的に取り組んでいく必要があります。

## (2) 適正配置の考え方について

地域における必要な機能の現状と課題について

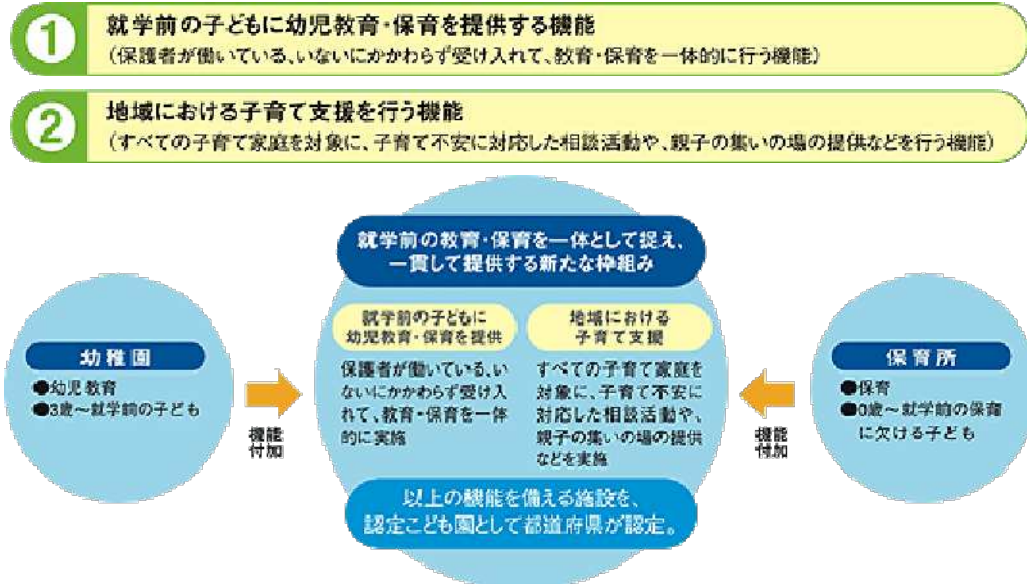
幼児期の教育・保育に関して、地域における必要な機能や、適正配置についての課題等については、平成22年度の審議会、作業部会において、一定の整理がなされておりますが、今後適正配置の計画を策定していくにあたっては、本市の幼稚園・保育所における歴史を尊重し、公・私がいかに協働していくかという視点に立って検討を行うことが重要であると考えます。

機能		現状と課題	考え方
	保育所機能(0～5歳児の長時間保育機能)	ブロックごとの保育需要を満たすように保育所整備及び保育所以外の待機児童対策を進める。保育需要の伸びと就学前児童数の将来予測も適宜検証しながら、どの程度の保育所機能が必要かを見極めていく必要がある。	・ブロックごとの保育需要を満たすことを基本とする。 ・他ブロックとの連携についても検討する。
	幼稚園機能(3～5歳児の短時間保育機能)	現在の施設定員において、短時間保育の需要を満たすことが可能。また、公立幼稚園の機能をどう位置付けるのかを別途検討していく必要がある。	・地域偏在の解消についても検討する。
	地域や家庭における子育て支援機能	「地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援の拠点)」を少なくとも中学校区(20校区)に1か所を目安に整備する。各地域の拠点を軸に、その他、子育て支援サービス及びメニューの充実を図る。また、社会資源の活用や地域活動との連携を図り、地域での子育て・子育てを支える場を目指す。	・中核施設:1か所(子育て総合センター) ・地域子育て支援拠点事業:少なくとも中学校区(20校区)に1か所を目安に整備。
	発達支援機能	中核施設としての児童発達支援センターを整備する(「わかば園」の建て替え・再整備)中核施設以外に、地域の発達支援機能の充実のため、拠点となるランチを2か所程度設置することを検討する。また、地域における身近な相談・支援機関として、幼稚園や保育所がその役割を担えるような体制整備を進める。	・中核施設:1か所(児童発達支援センター) ・ランチ:2か所程度の設置を検討する。
	公的機能	就学前教育の保障の観点から、私立と公立の連携・協働のもと、公的機能の整備を図る。 なお、今後地域ブロックにおける検討を進めていくにあたり、必要とされる機能の項目の整理等も含めて検討する。	・私立と公立の連携・協働による充実及び幼児期の教育・保育の保障を図る。
	幼児教育に関する研修・研究機能	中核施設は子育て総合センターの1か所とする。研修の一体化、保育内容や幼保連携などに関する調査研究を大学などの専門機関との連携により進める。また、幼・保・小連携ブロックによる研修や研究のあり方について検討する。 なお、今後地域ブロックにおける検討を進めていくにあたり、必要とされる機能の項目の整理等も含めて検討する。	・中核施設:1か所(子育て総合センター) ・幼・保・小連携ブロックによる研修や研究のあり方を検討。

## 幼保一体型施設について

< 現行制度：認定こども園 > ( 厚生労働省・文部科学省 幼保連携推進室ホームページより引用 )

幼稚園、保育所等のうち、以下の機能を備え、認定基準を満たす施設は、都道府県知事から「認定こども園」の認定を受けることができます。



認定こども園には、地域の実情に応じて次のような多様なタイプが認められることになります。なお、認定こども園の認定を受けても、幼稚園や保育所等はその位置づけを失うことはありません。

幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型
認可幼稚園と認可保育所とが連携して、一体的な運営を行うことにより、認定こども園としての機能を果たすタイプ	認可幼稚園が、保育に欠ける子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすタイプ	認可保育所が、保育に欠ける子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たすタイプ	幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たすタイプ

## < 政府が検討中の制度：総合こども園 >

( 平成 24 年 2 月「子ども・子育て新システムに関する基本制度とりまとめ」より引用 )

学校教育・保育及び家庭における養育支援を一体的に提供する総合こども園（仮称）を創設する。総合こども園（仮称）の根拠法として総合こども園法（仮称）を制定する。

総合こども園（仮称）においては、

満 3 歳以上児の受入れを義務付け、標準的な教育時間の学校教育をすべての子どもに保障する。また、保育を必要とする子どもには、学校教育の保障に加え、保護者の就労時間等に応じて保育を保障する。

保育を必要とする満 3 歳未満児については、保護者の就労時間等に応じて保育を保障する。

総合こども園（仮称）については、学校教育、児童福祉及び社会福祉の法体系において、学校、児童福祉施設及び第 2 種社会福祉事業として位置付ける。

なお、満 3 歳未満児の受入れは義務付けないが、財政措置の一体化等により、満 3 歳未満児の受入れを含め、幼稚園及び保育所等の総合こども園（仮称）への移行を促進する。

総合こども園（\*）に関するアンケート調査

（平成 24 年 1 月・西宮市私立幼稚園連合会実施の調査結果より引用）

- ・総合こども園に移行しようと考えますか？

	幼稚園回答数	全体に対する割合
幼稚園として今のままのスタイルを変えるつもりはない。	11	26.2%
補助金の額や制度を見てから決める。	10	23.8%
早めに移行する。	3	7.1%
今の段階では分からないが、将来的に変わらないといけないと思う。	10	23.8%
今の段階では、全く分からない。	8	19.0%
<合計>	42	100.0%

- ・総合こども園として認可を受ける場合の対象年齢はどのように定めますか？

	幼稚園回答数	全体に対する割合
3才以上が対象（満3才以上が対象）	17	45.9%
2才以上が対象	14	37.8%
1才以上が対象	3	8.1%
0才以上が対象	3	8.1%
<合計>	37	100.0%

複数回答もすべて含めているので、40園を超える回答数になる。  
アンケート結果の詳細については、別紙参照

認可外保育施設の状況について（平成 24 年 1 月・認可外施設への状況調査結果より）

- ・定員に対する充足率（月極め利用・契約ベース）

50%未満	46.5%	20 施設	（「75%以上」9施設の内訳） 広田2ブロック：4 浜脇1ブロック：2 大社1、上甲子園、山口ブロック：各1
50%以上 75%未満	32.6%	14 施設	
75%以上	20.9%	9 施設	

- ・認可保育所の待機児童として把握している児童数

（待機児童数を把握している 24 施設の回答）

5人未満	50.0%	12 施設	（「10人以上」7施設の内訳） 上甲子園ブロック：2 広田2ブロック：2
5人以上 10人未満	20.8%	5 施設	
10人以上	29.2%	7 施設	浜脇1、浜脇2、山口ブロック：各1



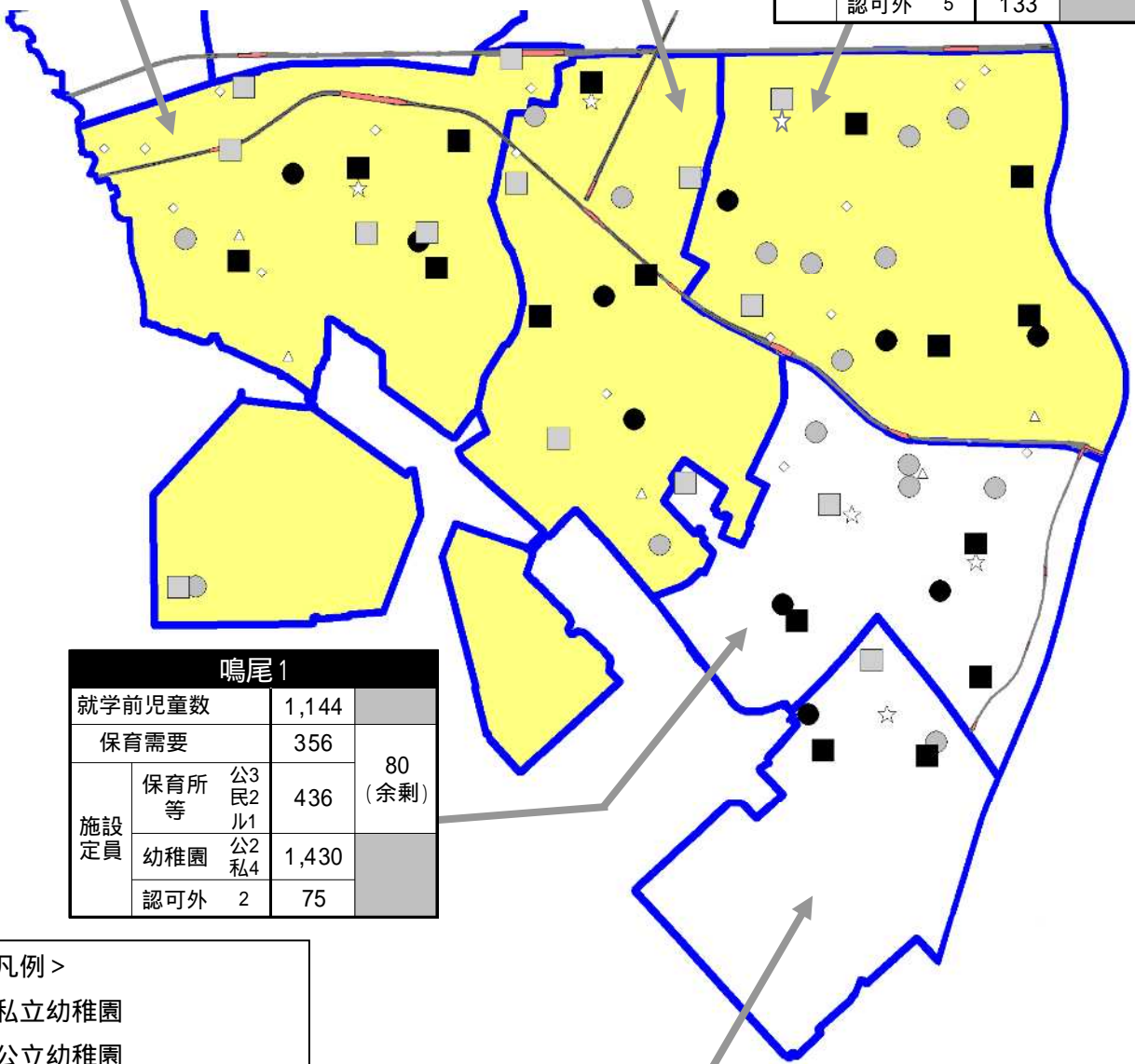
地域ブロックごとの情報の整理 表中の数字は平成 33 年の予測値

【南部】

浜脇1			
就学前児童数		2,515	
保育需要		823	
施設定員	保育所等 公4 民6 ル2	630	-193 (待機)
	幼稚園 公2 私2	980	
	認可外	7	276

浜脇2			
就学前児童数		1,865	
保育需要		647	
施設定員	保育所等 公3 民3 ル1	475	-172 (待機)
	幼稚園 公2 私3	700	
	認可外	2	65

上甲子園			
就学前児童数		2,808	
保育需要		835	
施設定員	保育所等 公4 民2 ル1	695	-140 (待機)
	幼稚園 公3 私6	1,540	
	認可外	5	133



鳴尾1			
就学前児童数		1,144	
保育需要		356	
施設定員	保育所等 公3 民2 ル1	436	80 (余剰)
	幼稚園 公2 私4	1,430	
	認可外	2	75

鳴尾2			
就学前児童数		749	
保育需要		307	
施設定員	保育所等 公2 民1 ル0	300	-7 (待機)
	幼稚園 公1 私1	620	
	認可外	0	0

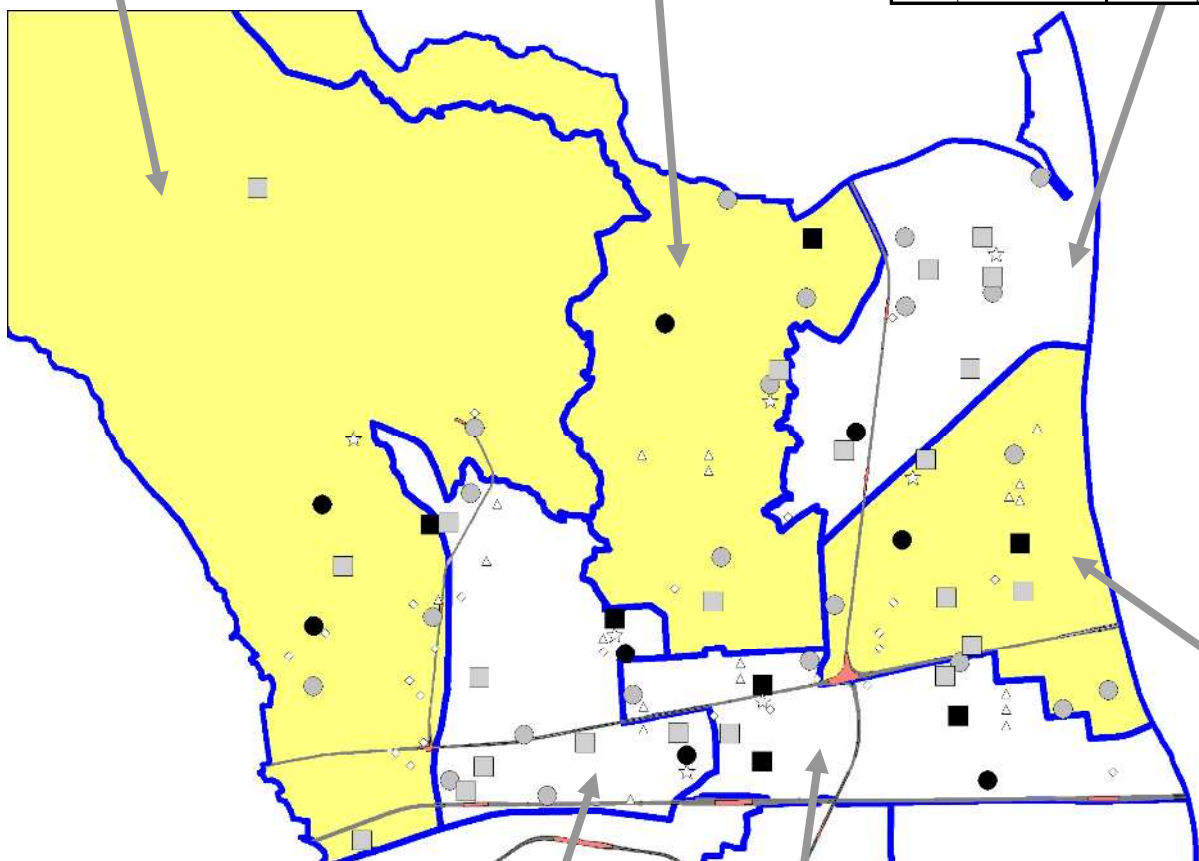
- < 凡例 >
- 私立幼稚園
  - 公立幼稚園
  - 民間保育所
  - 公立保育所
  - ◇ 認可外保育施設
  - ☆ 家庭保育所・保育ルーム
  - ▲ 子育て支援拠点施設

【中部】

大社1			
就学前児童数		2,455	
保育需要		574	
施設定員	保育所等	公1 民3 ル1	294
	幼稚園	公2 私3	940
	認可外	10	254
			-280 (待機)

広田1			
就学前児童数		1,485	
保育需要		450	
施設定員	保育所等	公1 民2 ル3	285
	幼稚園	公1 私4	935
	認可外	1	20
			-165 (待機)

甲東1			
就学前児童数		1,487	
保育需要		420	
施設定員	保育所等	公0 民5 ル0	405
	幼稚園	公1 私4	1,030
	認可外	3	90
			-15 (待機)



大社2			
就学前児童数		1,419	
保育需要		436	
施設定員	保育所等	公1 民6 ル5	612
	幼稚園	公2 私4	1,097
	認可外	2	42
			176 (余剰)

甲東2			
就学前児童数		1,821	
保育需要		496	
施設定員	保育所等	公1 民4 ル4	352
	幼稚園	公1 私4	1,075
	認可外	4	72
			-144 (待機)

広田2			
就学前児童数		1,322	
保育需要		411	
施設定員	保育所等	公3 民2 ル6	449
	幼稚園	公1 私3	540
	認可外	5	285
			38 (余剰)

< 凡例 >

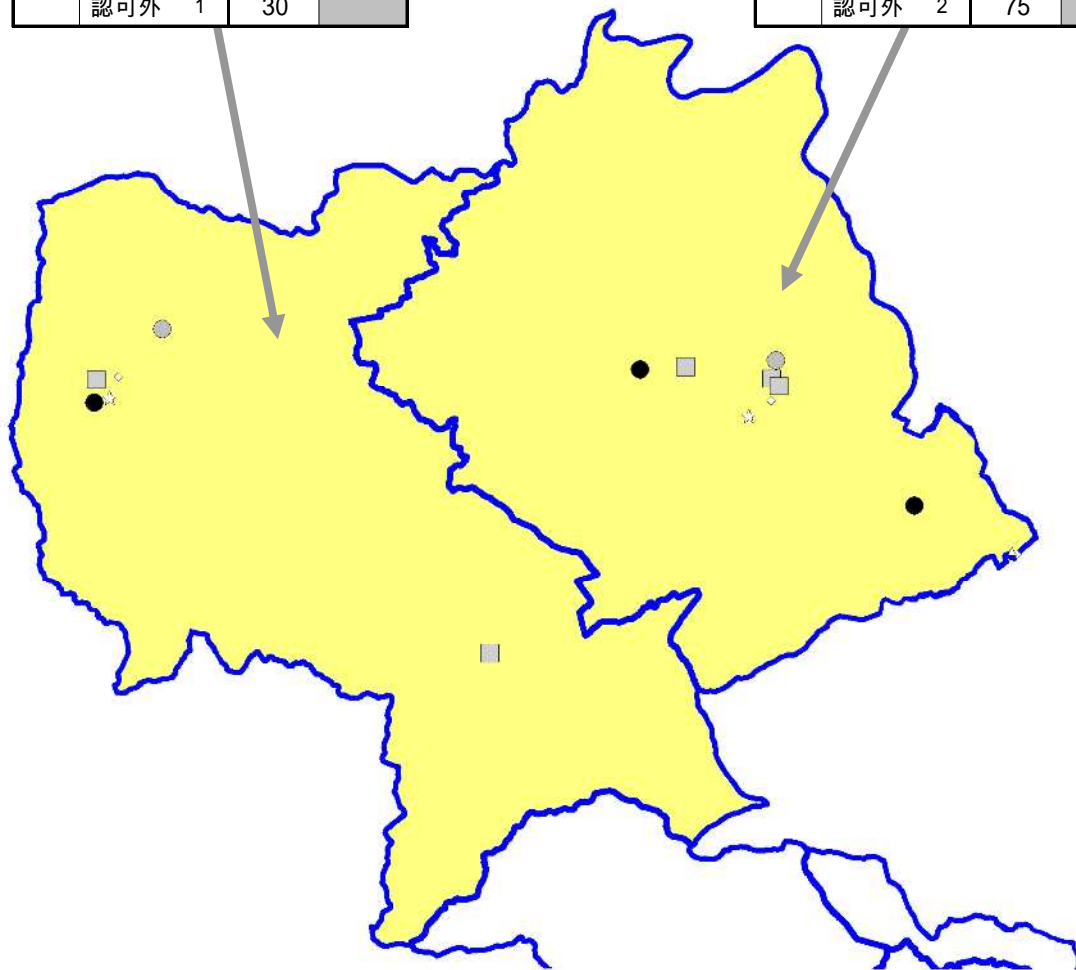
- 私立幼稚園
- 公立幼稚園
- 民間保育所
- △ 公立保育所
- ◇ 認可外保育施設
- ▽ 家庭保育所・保育ルーム
- ◇ 子育て支援拠点施設



【北部】

山口			
就学前児童数		754	
保育需要		233	
施設 定員	保育所等	公0 民2 ル0	-23 (待機)
	幼稚園	公1 私1	
	認可外	1	30

塩瀬			
就学前児童数		1,091	
保育需要		243	
施設 定員	保育所等	公0 民3 ル1	-48 (待機)
	幼稚園	公2 私1	
	認可外	2	75



- < 凡例 >
- 私立幼稚園
  - 公立幼稚園
  - 民間保育所
  - 認可外保育施設
  - △ 家庭保育所・保育ルーム
  - ◇ 子育て支援拠点施設

【参考】ブロックごとの子育て関連施設の配置と状況（認可外保育施設を含む） 第4回適正配置部会資料より再掲

小ブロック	子育て支援拠点	公立幼稚園			私立幼稚園			公立保育所			民間保育所			家庭保育所・保育ルーム			認可外保育施設							
		名称	認可 定員	H23 在園 者数	名称	認可 定員	H23 在園 者数	名称	定員 (H25見込)	H23 在園 者数	名称	定員 (H25見込)	H23 在園 者数	名称	定員 (H25見込)	H23 在園 者数	名称	定員						
浜脇1	浜脇児童館	浜脇幼稚園	350	99	いるか幼稚園	260	308	建石保育所	90	〔90〕	109	なぎさ保育園	70	〔70〕	77	森下家庭保育所	5	〔5〕	4	保育施設わらべ	7			
		用海幼稚園	70	61	香榎園幼稚園	300	259	浜脇保育所	120	〔120〕	129	かえで保育園	60	〔60〕	60	くまのこ保育ルーム	5	〔5〕	5	なかよし保育ルーム阪神西宮園	22			
									朝日愛児館<移管対象>	50	〔50〕	55	めばえの子保育園(分園)	30	〔30〕	32				みんなげんき虹っ子保育所	30			
									用海保育所	60	〔60〕	78	幸和園保育所南園(分園)	30	〔30〕	28				西宮こもれびキンダーガーデン	32			
													西宮YMCA保育園	60	〔60〕	69				保育所パステルの森	45			
													ゆめこ保育園	50	〔50〕	58				関西インターナショナルスクール芦屋校	100			
		(小計)	420	160	(小計)	560	567	(小計)	320	〔320〕	371	(小計)	300	〔300〕	324	(小計)	10	〔10〕	9	ピッコロ4 保育ルーム	40			
																			(小計)	276				
浜脇2	津門児童館	今津幼稚園	100	51	こぼと幼稚園	250	215	今津文協保育所<移管対象>	60	〔90〕	96	ちどり保育園	60	〔60〕	71	保育ルームパンビ	5	〔5〕	0	保育所 すこやか	40			
		南甲子園幼稚園	70	61	こひつじ幼稚園	160	130	今津南保育所	60	〔80〕	85	みどり園保育所	90	〔90〕	111				保育所ちびっこランド西宮今津園	25				
									津甲子園健康幼稚園	120	98	津門保育所	90	〔90〕	108	津門川町保育園(H24.4新設)	60	〔60〕	0					
		(小計)	170	112	(小計)	530	443	(小計)	210	〔260〕	289	(小計)	210	〔210〕	182	(小計)	5	〔5〕	0	(小計)	65			
鳴尾1	鳴尾児童館	浜甲子園幼稚園	245	49	西光幼稚園	120	95	鳴尾保育所	120	〔120〕	124	西宮夢保育園	45	〔45〕	60	たけのこ家庭保育所	11	〔11〕	6	ラビキッズワールドららぽーと甲子園教室	30			
		武庫川女子大学「子育てひろば」	140	54	鳴尾東幼稚園	140	54	松風幼稚園	220	257	鳴尾東保育所	70	〔80〕	86				武庫川女子大学附属保育園	90	〔90〕	91	都市型保育園ボラー-兵庫武庫川園	45	
									光明幼稚園	600	475	浜甲子園保育所	90	〔90〕	107									
									武庫川女子大付属幼稚園	105	99													
		(小計)	385	103	(小計)	1045	926	(小計)	280	〔290〕	317	(小計)	135	〔135〕	151	(小計)	11	〔11〕	6	(小計)	75			
鳴尾2	高須児童センター	高須西幼稚園	140	54	睦幼稚園	480	361	高須西保育所	120	〔120〕	111	パドマ保育園	60	〔60〕	72									
								高須東保育所	120	〔120〕	127													
		(小計)	140	54	(小計)	480	361	(小計)	240	〔240〕	238	(小計)	60	〔60〕	72	(小計)	0	〔0〕	0	(小計)	0			
上甲子園	甲子園口6丁目保育園	春風幼稚園	140	65	上甲子園幼稚園	280	264	学文殿保育所	90	〔90〕	109	甲子園保育所	150	〔150〕	153	中田家庭保育所	5	〔5〕	1	保育所&幼児教室 ビュア・チャイルド甲子園	40			
		鳴尾北幼稚園	140	61	甲子園幼稚園	180	242	瓦木みのり保育所	130	〔130〕	145	甲子園口6丁目保育園(H25.4新設)	0	〔120〕	0				保育所わいわいランドにしのみや東園	37				
		小松幼稚園	210	54	甲子園東幼稚園	160	130	小松朝日保育所	120	〔120〕	132								保育ルームあゆみ園	10				
									甲子園二葉幼稚園	120	126	鳴尾北保育所<移管対象>	60	〔80〕	91					MOMO Kid's 保育ルーム	15			
									つぼみ幼稚園	200	220									保育所ちびっこランド阪神甲子園	31			
									花園幼稚園	110	23													
		(小計)	490	180	(小計)	1050	1005	(小計)	400	〔420〕	477	(小計)	150	〔270〕	153	(小計)	5	〔5〕	1	(小計)	133			
大社1	夙川学院短期大学「しゅくたん広場」	夙川幼稚園	140	66	苦楽園口幼稚園	120	144	北夙川保育所	120	〔120〕	133	夙川宝保育園	30	〔30〕	35	ぼっぼ保育園	5	〔5〕	5	夙川プリスクール	208			
		越木岩幼稚園	140	59	神戸海星女子学院マリア幼稚園	300	244					善照マイトレーヤ保育園(H23.11新設)	79	〔79〕	0				チャイルドフレンズミウミュウ	20				
																				パンキンガーデン夙川園	26			
																				チャイルドルームこどもの森	40			
																				ピッコロ5 保育ルーム	30			
																				西宮幼児アカデミー保育園	30			
																				インターナショナルスクールTREE HOUSE夙川校	34			
																				みんなげんき松ヶ丘虹っ子保育所	20			
																				食育プリスクール カマン	35			
																				たんぼぼハウス	13			
		(小計)	280	125	(小計)	660	657	(小計)	120	〔120〕	133	(小計)	169	〔169〕	35	(小計)	5	〔5〕	5	(小計)	254			
大社2	大社児童センター	大社幼稚園	170	138	夙川短大附属幼稚園	260	173	大社保育所	120	〔120〕	133	安井保育園	90	〔90〕	105	すずらん家庭保育所	5	〔5〕	0	ゆめ保育園	12			
		子育て総合センター	105	59	松秀幼稚園	242	219					安井さくら保育園(分園)	50	〔50〕	65	すくすく保育ルーム	4	〔4〕	3	チャイルドスクール苦楽園	30			
												ニコニコ桜保育園	60	〔60〕	69	保育ルームこここ	4	〔4〕	4					
												夙川夢保育園(分園)	60	〔60〕	71	保育ルームポニー	4	〔4〕	1					
												幸和園保育所	120	〔150〕	125	そらいろ保育ルーム	5	〔5〕	3					
										マヤ保育園	60	〔60〕	67											
		(小計)	275	197	(小計)	822	744	(小計)	120	〔120〕	133	(小計)	440	〔470〕	502	(小計)	22	〔22〕	11	(小計)	42			
広田1	関西学院子どもセンター「さばさば」	上ヶ原幼稚園	210	63	くろみ幼稚園	80	100	甲東北保育所	90	〔90〕	104	月影保育所	60	〔60〕	59	保育ルームまきー	5	〔5〕	3	保育所ちびっこランド西宮ひろた園	20			
												聖和乳幼児保育センター	120	〔120〕	136	保育ルーム木の実	5	〔5〕	2					
																保育ルームchouchou	5	〔5〕	2					
		(小計)	210	63	(小計)	725	723	(小計)	90	〔90〕	104	(小計)	180	〔180〕	195	(小計)	15	〔15〕	7	(小計)	20			
広田2	むつみ児童館	瓦木幼稚園	140	75	西宮公同幼稚園	120	182	芦原保育所	120	〔120〕	123	なでしこ保育園	60	〔60〕	70	保育ルームたんぼぼ	5	〔5〕	2	はらっぼ保育所	35			
												幸和園保育所(分園)	60	〔60〕	61	保育ルームうさぎ	5	〔5〕	2	キンダーキッズインターナショナルスクール	109			
												むつみ保育所	90	〔90〕	107	保育ルームすみれ	5	〔5〕	5	コナミスブッククラブ本店西宮アネックス	100			
												和光幼稚園	120	169		保育ルームれんげ	5	〔5〕	5	家庭保育園「はじめのいっば」	11			
																保育ルームつくし	4	〔4〕	4	保育所ちびっこランド阪急北口園	30			
																保育ルームぼぶら	5	〔5〕	3					
		(小計)	140	75	(小計)	400	530	(小計)	300	〔300〕	337	(小計)	120	〔120〕	131	(小計)	29	〔29〕	21	(小計)	285			
甲東1	段上児童館	門戸幼稚園	140	93	一里山幼稚園	120	123	段上保育所	120	〔120〕	122	新甲東保育園	90	〔90〕	113					都市型保育園ボラー-西宮甲東園	38			
												あんず保育園	45	〔45〕	49					チャイルドケアハウス トット	20			
												ひかり保育園	90	〔90〕	99					アクティブラーニングスクール甲東園	32			
																段上認定こども園きりん園	60	〔60〕	28					
		(小計)	140	93	(小計)	890	755	(小計)	0	〔0〕	0	(小計)	405	〔405〕	411	(小計)	0	〔0〕		(小計)	90			
甲東2	つぼみの子保育園「つぼみのひろば」	高木幼稚園	175	144	甲子園学院幼稚園	420	181	上之町保育所	100	〔100〕	130	一妻保育園	150	〔150〕	177	虹の子家庭保育所	8	〔8〕	1	ボレ・ボレ西宮北口ベビールーム	20			
												西北夢保育園(分園)	60	〔60〕	69	保育ルームMAMA	5	〔5〕	4	ボレ・ボレ西宮北口キッズルーム	20			
												つぼみの子保育園	20	〔20〕	20	保育ルームKIDS	4	〔4〕	4	保育所 なかよし	17			
												武庫川幼稚園	200	189	日野町保育園(H25.4新設)	0	〔80〕	0	保育ルームBABY	5	〔5〕	0	リッツナーサリースクール	15
		(小計)	175	144	(小計)	900	622	(小計)	100	〔100〕	130	(小計)	230	〔310〕	266	(小計)	22	〔22〕	9	(小計)	72			
山口	山口児童センター	山口幼稚園	140	72	幸幼稚園	265	306	船坂保育園	50	〔50〕	41	やまよし保育園	120	〔160〕	143					ちびっこ天国	30			
		(小計)	140	72	(小計)	265	306	(小計)	0	〔0〕	0	(小計)	170	〔210〕	184	(小計)	0	〔0〕		(小計)	30			
塩瀬	塩瀬児童センター	名塩幼稚園	140	57	東山幼稚園	365	219	名塩保育園	60	〔60〕	53	ひまわり家庭保育所	8	〔8〕	6					保育ルームチャイ・ランド 生瀬園	30			
		生瀬幼稚園	140	50								東山ぼぼ保育園	45	〔45〕	45					保育ルームチャイ・ランド 名塩園	45			

## (3) 次年度に向けて

平成 24 年度の適正配置部会では、これまで確認をしてきた本市における幼児期の教育・保育の理念や幼稚園・保育所の歴史、またそれらを踏まえた公・私の協働を念頭に、地域ブロックにおける将来の児童数や施設数等も踏まえ、機能の配置について検討していく必要があります。

また、審議を進めるに際しては、「待機児童の解消」「多様な保育ニーズへの対応」「DV・虐待など福祉的ニーズへの対応」「特別な支援を必要とする子ども・家庭への支援」「研修・研究機能」といった諸課題や機能の担い方について、審議を深める必要があります。

## 平成 24 年度適正配置部会の審議テーマ（案）

- 1．地域における保育サービスの提供について（地域バランス・適正配置）【諮問 2】
  - ・児童数の将来推計や機能の配置等を踏まえた、基本的な方針について検討する。
- 2．保育所の待機児童解消に向けた方策について【諮問 3】
  - ・上記 1．に関連して、待機児童の現状と将来推計を踏まえた施策のあり方について、既存施設の活用等を含め検討する。

3. 平成24年度の進め方について（案）

(1) 諮問項目ごとの審議経過

幼稚園と保育所、公立と私立、家庭や地域における子育ての役割について【適】【格】 H22に考え方・課題の整理。H23は公立の役割や幼保小の連携、子ども・子育て環境などについて審議。H24は他の項目と関連付けて検討。	
地域における保育サービスの提供について（地域バランス・適正配置）【適】 全体の考え方をH22にまとめた。H23は検討の方向性について審議。H24に継続審議。	
保育所の待機児童解消に向けた方策について【適】 H22に考え方を整理、H23にかけて一部具体化、H24に継続審議。	
保護者負担の格差是正および公費投入のあり方について【格】 公私立幼稚園間の保護者負担については、H22に結論、具体化。H23は認可外保育施設等への支援を検討、H24に継続審議。	
特別支援教育、障害児保育のあり方について【格】 H22に課題を整理、H23は段階的な取り組みの具体案・方向性をまとめた。	
行政組織・推進体制の一元化について【格】 H23に組織の一元化について基本的な考え方を整理。	

【適】適正配置部会、【格】格差是正・こども支援部会

(2) 平成24年度の作業部会審議テーマ案

<b>適正配置部会</b>
<p>1. 地域における保育サービスの提供について（地域バランス・適正配置）【諮問2】 ・基本方針の検討について（児童数の将来推計や機能の配置等から）</p> <p>2. 保育所の待機児童解消に向けた方策について【諮問3】 ・適正配置を踏まえた方策の検討について（既存施設の活用等を含めて）</p>
<b>格差是正・こども支援部会</b>
<p>1. 幼稚園と保育所、公立と私立、家庭や地域における子育ての役割について【諮問1】 ・子ども・子育て環境について</p> <p>2. 保護者負担の格差是正及び公費投入のあり方について【諮問4】 ・認可外保育施設等への支援について ・公費投入のあり方について（保育士配置基準、公立幼稚園の新たな体制作り等）</p> <p>3. 行政組織・推進体制の一元化について【諮問6】 ・幼保一体化の進め方について</p>